

### 3年度・4年度要綱対照表

R 3 要綱	R 4 要綱
<p>令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱</p>	<p>令和4年度愛媛県高齢者福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱（案）</p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>≪第2条～第4条 省略≫</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市町の長が、次のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等に対して、<u>令和4年3月31日まで</u>に支給し、又は同日 時点において支給が見込まれる経費及び市町が施設等に対して行う自主検査に係る広報等の事務に要した経費とする。</p> <p>≪第6条～第21条 省略≫</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、<u>令和3年6月8日</u>から施行し、<u>令和3年6月1日</u>から適用する。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 令和4年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>≪第2条～第4条 省略≫</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市町の長が、次のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等に対して、<u>令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に</u>支給し、又は<u>同期間の最終日</u>時点において支給が見込まれる経費及び市町が施設等に対して行う自主検査に係る広報等の事務に要した経費とする。</p> <p>≪第6条～第21条 省略≫</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p>